# 中村公認会計士事務所

1

1

ハイライト:

- ・平成14年度税制改正案が公表されています
- ·平成14年4月1日よりまた改正商法が施行されます

春号 第9号 (法人様向け)

2002年3月

# たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

#### 目次:

ご挨拶

平成14年度税制 改正案

平成14年4月1日 施行の商法改正につ いて

## ご挨拶

日に日に暖かくなり、桜の開花ももう間近となりました。

第9号では、平成14年度の税制改正案及び、相次 ぐ商法改正のうち本年4月1日より施行される改正商 法の内容を第8号に続いて取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。 よろしくお願いい たします。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦 公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

# 14年度税制改正案

平成14年度税制改正案の法人税に係るポイントは以下の通りとなっています。

- 1 連結納税制度の創設
- 2 同族会社留保金課税の軽減
- 3 交際費損金不算入制度の定額控除限度額の引き上げ
- 4 ストックオプション税制の拡充
- 5 受取配当金の益金不算入制度の改正
- 6 退職給与引当金の廃止
- 7 自己株式の処分による譲渡益、譲渡損相当の金額を資本積立金の増加・減少金額とする

この中でもみなさまにとって影響が大きいと思われる2,3,5,6を中心に以下で解説していきます。

1は企業グループ内の各法人の所得と欠損を通算して法人税を課税する仕組みであり、適用法人は内国法人である親会社とその全ての100%子会社で、制度の適用は選択制ですが、いったん選択した場合には原則として継続して適用するものとされています。本年4月1日から始まります。

2は中小法人(資本金1億円以下)に係る留保金課税の税額を5%、2年に限り軽減します。税率ではなく税額であることにご注意下さい。例えば現在の課税留保金額が3,000万円だったとすると

留保金課税額 3.000万円X10%=300万円

300万円X5%=15万円

というように15万円が軽減され、税額は300万円-15万円=285万円になります。

3は資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る交際費の定額控除限度額が400万円(現行

300万円)に引き上げられます。この結果交際費の損金不算入額が従来よりも大きくなります。

期末資本金額		損金不算入額
1,000万円以下	現行/改正なし	(支出交際費の額-400万円) + (400万円 X 20%)
1,000万円超5,000万円以下	現行 改正案	(支出交際費の額-300万円) + (300万円 X 20%) (支出交際費の額-400万円) + (400万円 X 20%)
5,000万円超	現行/改正なし	支出交際費の全額

注)期末資本金額が5,000万円以下の法人について、支出交際費が定額控除限度額未満の時には支出交際費の20%が損金不算入額となります。

4のストック・オプション税制について、適用対象者の範囲を拡大(従来の自社の取締役及び使用人に加え、発行済み株式数の10分の5超保有の子会社の取締役や使用人も対象者へ)するとともに、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間限度額が1,200万円(現行1,000万円)に引き上げられます。

5の受取配当金の益金不算入額の計算上、特定利子の控除の規定の廃止及び一般株式等の益金不算入割合の引下げ(80%から50%へ、但し中小法人と協同組合等については、平成14年度は70%、15年度は60%、平成16年度以後50%とする経過措置があります)が行われます。

6は平成10年度改正で大幅な見直しが行われた退職給与引当金ですが、平成14年4月1日以後の開始事業年度から廃止されます。従って平成14年3月期の27%の累積限度額基準を最終とし、その後の事業年度から過去の積立額を取り崩して益金に算入することになります。この場合の取り崩しは、4年間で行うことになりますが、中小法人と協同組合等は10年間とされています。いずれにしても平成14年度以後の退職給与引当金の繰入は認められません。

7は昨秋の臨時国会で成立した改正商法により会社の自己株式の取得・保有の制限が撤廃されました。これに関して税制上も自己株式の処分に伴って生じる譲渡益・譲渡損に相当する金額は、資本積立金の増加・減少金額とすることが明らかとなっています。

この他使途秘匿金課税の特例及び欠損金の繰り戻し還付不適用措置がいずれも2年延長されており、 中小企業投資促進税制については機械装置の取得価額要件が緩和改正されています。

> ホームページもご覧下さい(ただいま新装準備中) http://homepage2.nifty.com/my-naka/

# 平成14年4月1日施行の商法改正について

株式制度の見直し、会社関係書類の電子化等を内容とする改正商法が平成14年4月1日から施行されます。

改正の背景としては 金融機関が貸し渋りの状況にある中、企業が有利な資金調達の実現を図るため直接金融の割合が増大してきたこと 新規企業における資金需要が拡大してきたこと マザー

ズ等の新市場が整備されてきたことに伴い、企業の資金調達に関する 環境整備が求められてきたこと等が挙げられます。また企業関係書類 の電子化については、IT技術の進歩に支えられた高度情報化社会に対 応する上で障害となる規制を廃止することが求められてきていること等 が挙げられます。

改正法の概要としては 新株発行規制の緩和 種類株式制度の改善株式転換制度の見直し 新株予約券制度の整備 会社関係書類の電子化 招集通知等の電子化 電子投票制度 貸借対照表の電磁的方法による公開となります。詳細は次号にて記載します。

\*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

### 中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

(移転しました)

電話 048(834)1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-cpa@jcom. home.ne.jp